

5月

滞納整理強調月間です。

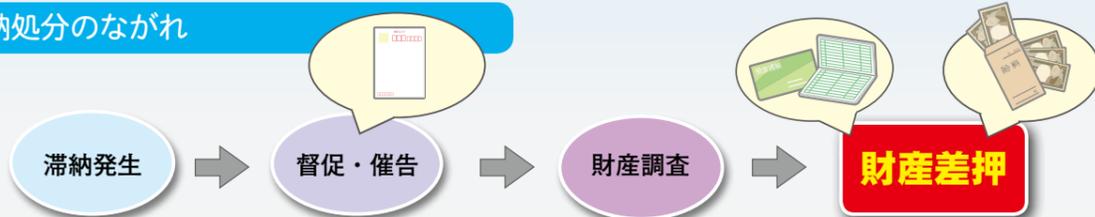


町税・使用料などの納入はお済みですか？

平成31年度分の町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納入はお済みですか？納税通知書をお確かめの上、未納の場合は**5月29日(金)まで**に必ず納めてください。

町では、催告をしても納めていただけない滞納者に対し、給与・預貯金・生命保険などの差押えをはじめとする滞納処分に取り組んでいます。

滞納処分のながれ



納税相談のご利用を！

納税が困難な状況に陥った場合には、決してそのまま放置せず、必ず納税相談をしてください

令和2年度の軽自動車税の納期限は4月30日(木)です。
便利なコンビニ・クレジット納付をご利用ください。

問い合わせ先／役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

新たな地域おこし協力隊員が着任！

本町の地域おこし協力隊に新たな隊員、
安藤 心(あんどう しん)さん(46歳)がエコツーリズム活動支援員として4月6日に着任しました
すでに着任している協力隊員4人とともに、まちづくりに新しい風を吹き込みます

安藤 心 さん



安藤さんプロフィール

- ▶ 前住地／静岡県
- ▶ 趣味／写真、トレッキング、キャンプ、木工、カヌー
- ▶ 長所／チャレンジ精神
- ▶ 短所／飽きっぽい

地域おこし協力隊のエコツーリズム活動支援員として着任しました安藤心です。

静岡県出身で、静岡県浜松市では文化イベントの開催や公共施設の管理など、文化振興などの業務に長年携わってききました。

この度、子どもの大学(帯広市)への進学を機に弟子屈町に移住してきました。大学生の頃からサークル活動などで登山をするようになり、カヌーやトレッキング、キャンプなど、自然に親しむことを趣味としてきました。中部東海エリアも自然が豊かで、アウトドア活動をするにはたいへん恵まれた場所ですが、険しい山岳地帯が多く、雄大で原生的な自然がある北海道には憧れがありました。

弟子屈町は森、湖、山、川とさまざまな自然に囲まれているところにも魅力を感じました。また、国立公園を世界水準のものにする先行的な取り組みに阿寒摩周国立公園が選定され、さまざまな計画が推進されていることに一層魅力を感じました。硫黄山の登山再開や屈斜路湖のトレイルの整備をはじめ、これからその取り組みのほんの一端でも担えることをとても嬉しく思います。

静岡県はとても温暖な地域で雪はほとんど降りませんが、特に冬の生活には不安がありますが、一刻も早くこちらに慣れて、町の発展に少しでも貢献できるよう精一杯がんばりたいと思いますので、ご支援よろしくお願いします。

6月1日は自動車税種別割の納期限です

自動車税は、令和元年10月1日から自動車税種別割に名称が変更となりました。

自動車税種別割は、4月1日現在の運輸支局登録に基づいて課税される道税です。今年の納税通知書は5月7日(木)に発送します。必ず納期限までに、金融機関、コンビニエンスストアなどで納めましょう。また、パソコンやスマートフォンから、インターネット上の専用サイトを利用したクレジットカード納税もできます。

住所が変わった方や納税通知書が届かない方はご連絡ください。

【自動車税種別割スマイル納税キャンペーン】

自動車税種別割を納期限内に納税すると、応援店で特典が受けられる「自動車税種別割スマイル納税キャンペーン」を実施しています。道の駅摩周温泉で、キャンペーン期間中に領収証書を提示すると、マンゴーかりんとう、マンゴードロップを店頭表示価格より50円引きで購入できます。詳細は道税ホームページをご覧ください。

□ 納税の相談・問い合わせ先

釧路総合振興局納税課(釧路市浦見2丁目2-54) ☎ 0 1 5 4 ③ 9 1 7 9

□ 自動車税の課税内容・自動車取得税に関する問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部(札幌市北区22条西2丁目)

- 自動車税の課税内容について ☎ 0 1 1 - 7 4 6 - 1 1 9 0
- 自動車取得税について ☎ 0 1 1 - 7 4 6 - 1 1 9 5

□ ホームページもご利用ください

● 道税ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>



弟子屈町地域おこし協力隊
Instagram (インスタグラム)
#teshikagram



弟子屈町地域おこし協力隊facebook
(フェイスブック)
https://www.facebook.com/teshikagachiik_iokoshikyoryokutai



地域おこし協力隊とは

地域おこし協力隊は、人口減少や少子高齢化などの進行が著しい地方において、地域外(都市部)の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力を維持・強化していくことを目的とする取り組みです。2009年に総務省によって制度化されました。

2018年度には、全国1,061の自治体で5,359人の隊員が活躍しています。

問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)